

居宅介護支援契約書

(2021年4月改定版)

株式会社 なまくま
指定居宅介護支援事業所なまくま

居宅介護支援契約書

(利用者)

株式会社 なまくま

(事業者) 指定介護支援事業所なまくま

第1条〔契約の目的〕

- 1 事業者は、介護保険法令等を厳守し、本契約の定めるところに従い、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目的として、利用者に対し居宅介護支援サービスを提供します。
- 2 本契約に基づき提供されるサービスの内容は別紙「重要事項説明書」のとおりとします。

第2条〔契約期間〕

本契約の有効期間は、 年 月 日 ～ 年 月 日とします。ただし、契約期間満了日以前に利用者に関して介護保険法令等により行われる要介護認定、更新認定、状態区分の変更認定、取消等の手続き（以下「要介護認定等」という。）により、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

第3条〔居宅介護支援の担当者〕

- 1 事業者は居宅介護支援の担当者（以下「担当者」という。）として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2 事業者は、担当者を選任又は変更する場合は、利用者の心身の状況とその意向に配慮して行うこととし、あらかじめ利用者と協議します。
- 3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を講じます。

第4条〔居宅サービス計画の作成等〕

- 1 事業者は、第1条の目的に従って居宅サービス計画を作成し、これに基づく居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。
- 2 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、第1条に規定する契約の目的に反しない限り、速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、サービス事業者等への連絡調整等を行います。
- 3 事業者は、利用者が居宅サービス計画の範囲内でサービス内容等の変更を希望

する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

第5条〔要介護認定等の申請〕

担当者は、利用者の依頼により、要介護認定の申請等を適切に行います。

第6条〔利用者の解約権〕

利用者は、事業者に対し、文書により1ヶ月の予告期間をもって、本契約を解除することができます。

第7条〔事業者の解約権〕

- 1 事業者は、利用者またはその代理人や家族等関係者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合は、文書により1ヶ月の予告期間をもって、本契約を解除することができます。
- 2 事業者は、前項により本契約を解除する場合は、利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な措置を講じます。

第8条〔契約の終了〕

- 1 次の各項のいずれかに該当する場合には、本契約は終了するものとします。
 - (1) 第6条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされたとき。
 - (2) 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされたとき。
 - (3) 利用者が介護保険施設や医療施設等に入所又は入院したり、小規模多機能型居宅介護等の給付を受けたりすることなどによって、居宅介護支援の給付が受けられなくなったとき。
 - (4) 利用者の要介護状態区分が要支援又は自立とされたとき。
 - (5) 利用者が死亡したとき。
- 2 事業者は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）への連絡等の調整を行うものとします。

第9条〔損害賠償〕

- 1 天災その他の不可抗力及び火災、盗難、暴動により利用者が受けた損害について事業者は一切の賠償責任を負いません。
- 2 事業者は、本契約に基づくサービスの提供にあたって、事業所の故意または過失により事故が発生し利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合には、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に過失がある場合は、損害賠償額を減ずることができるものとします。
- 3 前項の履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

第10条〔秘密保持〕

- 1 正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の情報が漏えいしない対策を講じ秘密を保持します。
- 2 事業者は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- 3 事業者は、利用者の個人情報を利用する場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を利用する場合は当該家族の同意の上で行うことを、あらかじめ文書にて同意を得るものとします。

第11条〔苦情対応〕

- 1 利用者は、提供された居宅介護支援サービス又は事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供された居宅サービスに苦情がある場合には、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を別紙「重要事項説明書」に記載して明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

第12条〔契約外条項〕

本契約に定めない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

前記の契約内容の説明を受け、承諾致しましたので、本書2通を作成し、事業者、利用者各1通ずつ保有することとします。

年 月 日

(利用者) 私は、この契約書に基づく居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。

住所
氏名 印
電話

上記代理人（代理人を選任した場合）または家族

住所
氏名 印 続柄（ ）
電話

立会人

住所
氏名 印 続柄（ ）
電話

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。
なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

(事業者) 私は、居宅介護支援（介護予防支援）事業者として、利用者の申し込みを受諾し、この契約に定めるサービスを誠実に責任をもって行います。

事業者： 株式会社 なまくま 代表取締役 照屋 紀枝 印
所在地： 沖縄県那覇市字大道 124 番地

事業所： 指定居宅介護支援事業所なまくま
所在地： 沖縄県那覇市泊 2 丁目 25 番 2 号 友寄アパート 1 階
電 話： 0 9 8 - 9 4 3 - 5 5 6 5

管理者：

説明者：